

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(議員の任期) 第7条 議員の任期は、<u>3年</u>とする。 略 第10条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおこななければならない。 2 選挙長は、理事会において選任する。 3 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理、当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。 4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録及び投票録を作り、これに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。</p> <p>第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>略 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。<u>ただし、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。</u></p> <p>略 (理事会の招集) 第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。 略 第37条 理事長は、<u>健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)</u>第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。 略 第43条 この組合は、<u>第4条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者(以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」、法附則第3条の規定による被保険者を「特例退職被保険者」という。))を含む。)</u>を組合員の範囲とする。</p> <p>削除</p> <p>第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、<u>法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項</u>規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、<u>法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項</u>の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する 2 法第47条第1項第2号<u>かっこ書き</u>の規定に基づき定める額は、この組合が管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の100分の85に相当する額とする。 3 特例退職被保険者の標準報酬<u>について、法附則第3条第4項の規定に基づき、この組合が</u>管掌する前年度の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、380,000円とする。</p> <p>略 第47条 (略) (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度 第48条 <u>一般勘定のうち</u>、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1)事務費 (2)保険給付費 (3)納付金 (4)保健事業費 (5)還付金 (6)財政調整事業拠出金 <u>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1)介護納付金 (2)還付金 (3)雑支出 第49条 (略) (3)公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4)国債又は地方債 (5)<u>政府保証債又は金融債</u> (6)抵当証券 (7)コマーシャルペーパー (8)社会保険診療報酬支払基金への委託金 (9)健康保険組合が、組合の共同目的を達成するために設置する施設<u>及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への</u>出資金 (10)法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得 略 第55条 (略) 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>療養費支給申請書</u>各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。 略 第65条 (略) 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>療養費支給申請書</u>各1件(<u>合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。</u>)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 略 削除</p> | <p>(議員の任期) 第7条 議員の任期は、<u>2年</u>とする。 略 第10条 互選議員の選挙においては、選挙区ごとに選挙長をおこななければならない。<u>また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。</u> 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。 3 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理、<u>並びに</u>当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、<u>投票管理者は投票録</u>を作り、<u>それぞれ</u>これに署名しなければならない。 ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。 第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもつて当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。 略 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 略 (理事会の<u>手続き</u>) 第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。 略 第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。 略 第43条 この組合は、<u>全国に所在する次の</u>事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。 (1) 住友商事株式会社 (2) 株式会社日建設計 (3) 住友商事健康保険組合 (4) 住友成泉株式会社 (5) 住商ウェルサポート株式会社 第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項 <u>若しくは</u>法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。 2 法第47条第1項第2号の規定に基づく<u>法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の</u>管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、<u>当該平均した額の</u>100分の85に相当する額とする。 3 <u>法附則第3条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による</u>特例退職被保険者の標準報酬は、<u>その者の保険者の</u>管掌する前年度の9月30日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内において定める額は、この組合につき、380,000円とする。 略 第47条 (略) (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、<u>寄付金、組合債</u>及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度 第48条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1)保険給付費 (2)納付金 (3)保健事業費 (4)還付金 (5)財政調整事業拠出金 (6)事務費 第49条 (略) (3)公社債投資信託の<u>受益証券の取得</u>(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4)国債 <u>証券</u>又は地方債 <u>証券の取得</u> (5)特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得 <u>(6)償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付、又は一般担保付の社債の取得</u> (7)抵当証券の取得 (8)コマーシャルペーパーの取得 (9)社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10)健康保険組合連合会が、組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 (11)法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得 略 第55条 (略) 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書 <u>又は</u>調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。 略 第65条 (略) 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書 <u>又は</u>調剤報酬明細書各1件について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。))が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。 略 第10章 その他事業 (施設の利用等) 第68条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。 <u>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。</u></p> |

附 則

この規約は、認可の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
ただし、第7条の規定は次期総選挙の日から施行する。